

スマートシニアライフ事業について

対象受検機関：スマートシティ戦略部戦略推進室

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
1 スマートシニアライフ事業の概要 高齢者がいきいきと健康で便利に生活できるよう、高齢者の生活を支援するサービスプラットフォームを公民連携で構築し、タブレット等のデジタル端末を活用することにより、行政と民間の様々なサービスをワンストップで提供する事業 (1) スマートシニアライフ事業の目標 ・大阪府内のシニア層及びその家族を対象として、「高齢者にやさしいまちづくり」にフォーカスし、ICT をベースとしたシニアサポートサービスを提供。 ・持続可能な形で住民 QOL 向上を進めるために、民間事業として収益を確保しながら社会課題に挑むエコシステムを構築し、併せて府の参画による公益性を維持担保するガバナンスを通じて、社会的弱者への資源配分とデータの積極的活用を企図。 ・行政及び民間サービスをワンストップで府域全体に提供するプラットフォームの構築・運用。 (2) 府事業として実施する理由 ・行政が事業への参画企業やサービス・コンテンツの選定に関わることで公平性も担保され、利用者に安心感をもって利用してもらえることができる。 ・高齢者の様々なニーズに対応した多様なサービスをワンストップで使えるような仕組みづくりや、行政と民間のデジタルサービスを提供するプラットフォームづくりは、民間事業者のみでは利害調整等が難しい。 ・民間事業者として、市町村単位では採算性を確保するためのスケールメリットが働かない。 等 (3) 「大阪スマートシニアライフ実証事業推進協議会」の設立について スマートシニアライフ事業の事業化に向けた課題等を把握するため「スマートシニアライフ実証事業」を実施することを目的として、大阪府と民間企業（当初21社。現在29社）で「大阪スマートシニアライフ実証事業推進協議会」（以下「協議会」という。）を設立した（令和3年12月15日）。 (4) 運営形態の検討状況 ・令和4年度から協議会の参画企業と事業体の設立に係る検討を実施。 ・令和5年度中は LINE を活用して事業を実施し、来年度以降の事業主体については、今年度中を目途に、協議会参画の企業とともに議論を進める予定。 2 現在までの事業の実施状況 (1) 「スマートシニアライフ実証事業」の実施 スマートシニアライフ事業の事業化に向けた課題等を把握するため、協議会を設立し、令和4年2月から実証事業を開始。 ア 実証事業の状況 (イ) 実証事業の内容：高齢者にタブレットを貸出し、実際のサービスの利用を通じて、サービス内容の改善、事業可能性の検討等に活かす。 (イ) 実証事業の対象者：シニア層及びその家族（50 歳以上） イ 実証事業の実績・予定	1 スマートシニアライフ事業については、これまで2期にわたり実証事業を実施してきたが、スマートシニアライフ事業の最終的な達成目標や運営形態が定まっておらず、また、計画や工程、スケジュールも明確になっていないことから、事業の実現に懸念がある。 2 提供するサービス・コンテンツは、1業種1者を原則として、大阪府が協議会参画企業と調整した上で決定しているが、1業種1者に絞りこむことが、多様なサービスの提供を通じて高齢者の生活を支援して QOL の向上を図るという事業の目的と整合しているのか検証されていない。企業の参画やサービス・コンテンツの選定についての基準や手続も定められておらず、公平性や適正性等について十分に担保されていない。	1 民間企業や市町村と協働で、サービス・コンテンツの内容が充実したプラットフォームを構築するため、実証事業の成果を踏まえて、早期に事業全体の計画を策定し、具体的な目標や工程、スケジュールを明確にされたい。 2 サービス・コンテンツについて1業種1者を原則とすることが、府民の利便性の向上に役立つものとなっているのか、府民や民間企業のニーズも踏まえながら、改めて検討されたい。 また、民間企業の参画やサービス・コンテンツの選定について明確な基準と手続を整備されたい。

(ア) 第1期実証事業（令和4年2月～令和4年9月） ・団塊の世代が多く、高齢化が進むニュータウンでの事業可能性を検証。 ・泉北ニュータウンを中心とした堺市南区、大阪狭山市の狭山ニュータウン、河内長野市南花台地区で実施 (イ) 第2期実証事業（令和4年12月～令和5年5月） ・持続可能な公民連携事業として都市部での事業可能性を検証。 ・大阪市生野区、住吉区、東住吉区で実施。 (ウ) 第3期実証事業（令和5年9月～令和6年2月） ・積極的にスマートシティ化を進める市町村で実証事業を実施するため、府内全市町村に事業への参画希望を照会。 ・大阪市阿倍野区及び泉大津市で実施予定。 (2) LINE 公式アカウント「おおさか楽なび」の開設 スマートシニアライフ事業の認知や利用者拡大を図ることを目的に、令和4年12月、同事業のLINE公式アカウントとして開設。 ア 「おおさか楽なび」開設の経緯 高齢者のスマートフォン所有率が年間約10%程度上昇していること、SNSの中でLINEの利用率が高いことを踏まえ、多くの高齢者により身近にデジタルの便利さを感じてもらうことを目的として開設。 イ 現在の状況 登録者数：62,753人（令和5年7月18日14時現在） ウ スマートシニアライフ事業における位置づけ 現在、「おおさか楽なび」は、スマートシニアライフ事業において複数のサービスを一元的に提供するポータルとして位置付けており、これまでの実証事業を踏まえ、「おおさか楽なび」を通じたサービスの利用促進を図っていく。 3 サービス・コンテンツの選定等 (1) 現行の提供サービス 「暮らしサポート」、「まいにち健康」、「ライフプラン」、「文化エンタメ」、「日常メニュー」の5分野19サービスを提供（令和5年7月1日現在）。 (2) サービス・コンテンツの選定、企業の参画手続 ・サービス・コンテンツは、同一プラットフォーム内で同様のサービスが乱立することで利用者の混乱を招かないよう、1業種1者を原則として、大阪府が協議会参画企業と調整した上で決定。 ・サービス・コンテンツを選定するにあたり、採用するかどうかの基準（デザインや安全性を含む）は設定されていない。 ・企業の参画に関しても、参画基準や大阪府内部における手続が定められておらず、決裁による意思決定もしていない。		
措置の内容		

- 1

本事業の最終的な達成目標は、「持続可能な形で住民QOL向上を進めるために、民間事業として収益を確保しながら社会課題に挑むエコシステムを構築」するものである。このため、協議会総会において、令和6年4月、実証事業の終了を見据え、これまでの成果を踏まえて、民間主導による継続可能な事業形態へ移行することを決定した。現在、令和7年度中の民間事業者へのサービス移管に向けて、協議会参画事業者と具体的な目標や工程、スケジュールを共有しながら調整を進めている。移行後も引き続き行政と民間の様々なサービスをワンストップで提供できるよう、府は事業承継者が運営するサービスプラットフォームに参画し、高齢者のQOLの向上を目指す。
- 2

サービス・コンテンツについては、令和3年度の公募時は、原則、対象分野ごとに1者としていたが、府民のニーズを反映するため、提案内容に応じて1分野に複数の事業者又は1者が複数分野に選定することも可能であり、これまで同業種の複数企業が参画する場合や1者が複数分野のサービスコンテンツを提供してきている。
また、監査委員の意見を踏まえ、「スマートシニアライフ事業におけるサービスコンテンツ審査実施要領」を制定し、府で審査・選定の上、会員への意見聴取を実施する手続を整備したところ。
なお、現在は本事業の承継手続を進めており、民間企業の参画やサービスコンテンツの追加はないところ。

監査（検査）実施年月日（委員：令和5年8月4日、事務局：令和5年6月9日から同月27日まで）

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
財務部 財政課	地方自治法施行令第150条第1項第3号及び大阪府財務規則第9条第2項によれば、目節の区分に従って歳入歳出予算を執行することとされているが、「液晶テレビの購入(137,500円)」については、備品購入費で支出すべきところ、需用費として支出されていた。 <table><tr><th>【支出科目（誤）】</th><th>【支出科目（正）】</th></tr><tr><td>（款）総務費 （項）財務管理費 （目）一般管理費 （節）需用費</td><td>（款）総務費 （項）財務管理費 （目）一般管理費 （節）備品購入費</td></tr></table>	【支出科目（誤）】	【支出科目（正）】	（款）総務費 （項）財務管理費 （目）一般管理費 （節）需用費	（款）総務費 （項）財務管理費 （目）一般管理費 （節）備品購入費	検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【地方自治法施行令】 （予算の執行及び事故繰越し） 第150条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。 3 歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること。 【大阪府財務規則】 （歳入歳出予算の款項目節の区分） 第9条 2 歳出予算に係る節の区分は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）別記に掲げる歳出予算に係る節の区分のとおりとする。
【支出科目（誤）】	【支出科目（正）】					
（款）総務費 （項）財務管理費 （目）一般管理費 （節）需用費	（款）総務費 （項）財務管理費 （目）一般管理費 （節）備品購入費					
措置の内容						
今回の検出事項の原因は、庶務担当者が、電子見積合せにおいて複数の物品をまとめて発注する際、需用費により支出を行った後、備品購入費として支出更正を行う必要があったことを認識していなかったことと、担当グループ内でのチェックが不十分であったことによるものである。 備品及び消耗品の区分、歳出予算事務に関する留意点について、適正な取扱いの周知徹底を行うとともに、担当グループ長を含む複数人の確認によりチェック体制を強化し、再発防止を図った。 今後は、大阪府財務規則等諸規定に基づき、適正な事務執行に努める。						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年6月4日から同月25日まで）

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項									
財務部 財政課	旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものがあった。	検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費 【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後 30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。									
	<table><tr><th>職員</th><th>出張先</th><th>出張期間</th><th>旅費支給額</th><th>精算日</th></tr><tr><td>A</td><td>東京都</td><td>令和5年7月20日から同月21日まで</td><td>38,296円</td><td>令和5年8月25日</td></tr></table>		職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	A	東京都	令和5年7月 20 日から同月 21 日まで	38,296 円
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日							
A	東京都	令和5年7月 20 日から同月 21 日まで	38,296 円	令和5年8月 25 日							
措置の内容											
今回の検出事項の原因は、所属職員が精算処理の期間（30日以内）を失念していたことによるものである。 是正を求められた事項について、所属職員に対して精算の必要性について周知徹底を行った。 また、管外出張する職員には速やかな精算報告を実施するよう注意喚起を行うとともに、旅費担当者によって、人事給与システムにおいて月1回の精算状況の確認を行うこととした。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。											

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年6月4日から同月25日まで）

サービス管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																
財務部 財政課	出勤簿について、早退、出勤なし及び遅参となっているものが3件あった。本件については、本来年休取得により処理することとしていたが、当該手続が行われずに放置されていた。	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。																
	<table><tr><th>職員</th><th>日付</th><th>出勤簿表示</th><th>原因</th></tr><tr><td>A</td><td>令和6年3月19日</td><td>早退</td><td>年休入力漏れ</td></tr><tr><td>B</td><td>令和6年3月22日</td><td>出勤なし 早退</td><td>年休入力漏れ</td></tr><tr><td>C</td><td>令和6年3月29日</td><td>遅参</td><td>年休入力漏れ</td></tr></table>	職員	日付	出勤簿表示	原因	A	令和6年3月19日	早退	年休入力漏れ	B	令和6年3月22日	出勤なし 早退	年休入力漏れ	C	令和6年3月29日	遅参	年休入力漏れ	
職員	日付	出勤簿表示	原因															
A	令和6年3月19日	早退	年休入力漏れ															
B	令和6年3月22日	出勤なし 早退	年休入力漏れ															
C	令和6年3月29日	遅参	年休入力漏れ															

措置の内容

検出事項について、職員A及びCは速やかに年次休暇の取得手続の上、出勤簿の修正を行った。なお、職員Bは年次休暇の取得手続が行われていたものの、出勤打刻に誤りがあったことが監査結果公表後に判明し、出勤打刻の誤りについて修正を行った。

今回の検出事項の原因は、令和6年3月当時、人員の退職及び異動にかかる引継ぎ等事務の増大により、当該職員と直接監督責任者及び給与担当者が確認を失念していたことによるものである。

再発防止策として、所属職員に注意喚起を行い、直接監督責任者に加えて複数人の給与担当者による月途中の出勤簿の確認を徹底することで、チェック体制を強化した。

今後は、適正な事務処理を行う。

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年6月4日から同月25日まで）

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項
吹田子ども家庭センター	下記の備品について、備品出納簿に消費税相当額が含まれずに記載されていた。						検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿（様式第39号） 【備品出納簿記帳業務：備品出納簿記帳[直接入力]】（総務事務システム「マニュアル・規定集・データ集」） 1. 備品出納簿記帳[直接入力]（新規登録） ◇画面項目説明 (k) 保管場所、数量、単価、金額 単価(個別備品の場合のみ必須) ・単価(税込)を入力します。
	品 種	品 目	当初受入年月日	数量	金額 (誤)	金額 (正)	
		商品名					
	機械器具類	事務器具類	令和5年11月16日	1	140,000 円	154,000 円	
	W I S C - V						
措置の内容							
検出事項について、備品出納簿の登録内容を修正した。 検出事項の原因は、備品出納簿の登録についての担当者の認識誤り及び決裁者の確認不足によるものであった。 再発防止に向け、所属内で今回の検出事項を共有し、複数職員による確認を徹底することとした。今後は大阪府財務規則に基づき適正な事務処理を行う。							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年10月1日から令和7年1月31日まで）

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																						
泉佐野保健所	管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張が取り消されなかったものが3件あった。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。 <table><tr><th rowspan="2">職員</th><th rowspan="2">出張日</th><th colspan="2">システム入力日</th><th rowspan="2">過誤払旅費額</th></tr><tr><th>当初入力日</th><th>重複入力日</th></tr><tr><td>A</td><td>令和5年9月13日</td><td>令和5年8月30日</td><td>令和5年9月5日</td><td>1,240円</td></tr><tr><td>B</td><td>令和5年11月7日</td><td>令和5年11月6日</td><td>令和5年11月6日</td><td>240円</td></tr><tr><td>C</td><td>令和5年12月11日</td><td>令和5年12月1日</td><td>令和5年12月8日</td><td>1,900円</td></tr></table>	職員	出張日	システム入力日		過誤払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和5年9月13日	令和5年8月30日	令和5年9月5日	1,240円	B	令和5年11月7日	令和5年11月6日	令和5年11月6日	240円	C	令和5年12月11日	令和5年12月1日	令和5年12月8日	1,900円	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。
職員	出張日			システム入力日			過誤払旅費額																	
		当初入力日	重複入力日																					
A	令和5年9月13日	令和5年8月30日	令和5年9月5日	1,240円																				
B	令和5年11月7日	令和5年11月6日	令和5年11月6日	240円																				
C	令和5年12月11日	令和5年12月1日	令和5年12月8日	1,900円																				
措置の内容																								
過誤払旅費については、戻入処理を行い、財務会計システムにより該当職員から返還されたことを確認した。 今回の原因は、申請者が誤って重複登録を行ったこと並びに直接監督責任者、旅費支給事務の担当者及び決裁関与者の確認不足であった。 本件指摘事項については所属内の幹部会議等において共有し、旅費事務の適正な執行について注意喚起を行った。また、毎月、重複登録がないか確認するよう全職員へメールで周知するとともに、旅費支給事務の担当者及び決裁関与者に旅費支給事務の際には旅費明細内訳書の確認を徹底するよう注意喚起を行った。																								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年11月5日）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
健康医療部 保健医療室	監察医事務所 携帯電話料金に係る経費の支出について、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の起案決裁が、会計年度を過ぎた出納整理期間中に行われていた。 契約名称：監察医事務所 携帯電話料金に係る経費の支出 1 契約期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日 2 経費支出変更伺書の起案日：令和6年4月12日 3 経費支出変更伺書の決裁日：令和6年4月12日 4 支出負担行為変更額：790円	検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府財務規則】 （支出負担行為） 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。 【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 （2）経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札及び規則第61条の3に規定する方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。
措置の内容		
検出事項の原因は、携帯電話料金が支出負担行為額内に収まるかどうかについて、使用の実績と見込みを踏まえ、担当者が点検することを怠ったこと及び組織的なチェック体制が十分でなかったためである。 今後、同様の事案を発生させないよう、年度末に支出すべき経費が確保できているかをチェックするための表を作成し、担当者だけでなく複数人で確認を行うなどチェック体制を強化した。 今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年6月5日から同年7月3日まで）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
健康医療部 保健医療室	1 行政財産の使用許可について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。					検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。 (貸付状況の確認) 第39条 部局長等は、その所管する普通財産の貸付けの内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その貸付けに係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。 2 登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を1年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。
	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	
	建物	3,437.176㎡	障がい者医療・リハビリテーションセンター	免除	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	
	建物	2.47㎡	携帯電話基地局	42,460円	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	
	建物	0.96㎡	自動販売機1台	20,130円	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	
	建物	0.90㎡	自動販売機1台	294,690円	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	
	建物	0.90㎡	自動販売機1台	387,420円	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	
	建物	19.75933㎡	省エネルギー設備等	266,200円	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	
	建物	30.75865㎡	照明器具	免除	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	
	建物	8.90㎡	法人事務	135,850円	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	
	2 普通財産の貸付について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。					
	種別	貸付数量	目的	年間貸付料	貸付期間	
	土地	電柱（第3種）2本、支線1本	電力供給に伴う、架空電線路支持物の設置	9,100円	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで	
	3 普通財産の貸付の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。					
	種別	貸付数量	目的	年間貸付料	貸付期間	
	土地	（注1） 1,040.21㎡	岸和田メディカルセンター敷地	（注1） 3,073,600円	（注2） 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	
	土地	（注3） 2,606.59㎡	大阪府赤十字血液センター南大阪事業所用地	（注3） 4,162,600円	（注4） 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで	

土地	1,815.77㎡	大阪府赤十字血液センター北大阪事業所用地	(注5) 12,785,700円	(注6) 令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで
----	-----------	----------------------	---------------------	-----------------------------------

(注1) 公有財産台帳では、貸付数量及び年間貸付料の変更に伴う登載が行われず「7,460㎡」及び「3,114,000円」のまま放置されていた。

(注2) 公有財産台帳では、貸付期間が「平成26年4月1日から平成27年3月31日まで」のまま放置されていた。

(注3) 公有財産台帳では、貸付数量及び年間貸付料の変更に伴う登載が行われず「2,091.86㎡」及び「3,788,000円」のまま放置されていた。

(注4) 公有財産台帳では、貸付期間が「平成25年4月1日から平成30年3月31日まで」のまま放置されていた。

(注5) 公有財産台帳では、年間貸付料の変更に伴う登載が行われず「14,624,900円」のまま放置されていた。

(注6) 公有財産台帳では、貸付期間が「平成28年4月1日から平成30年3月31日まで」のまま放置されていた。

4 借用財産について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。

種別	所在地	借用数量	借用目的	年間 借用料	借用期間
土地	東大阪市西 岩田三丁目 4－13	1,337.51㎡	中河内救命救 急センター用 地	無償	平成28年10月1日から 令和7年3月31日まで
土地	大阪市住吉 区万代東三 丁目1－56	495.00㎡	災害拠点病院 支援施設受水 槽用地	無償	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで
建物	大阪市中央 区法円坂二 丁目1－14	4.67㎡	防災行政無線 機器設置	無償	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
建物	大阪市阿倍 野区旭町一 丁目5－7	1.82㎡	防災行政無線 機器設置	無償	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
建物	茨木市永代 町1－5	196.18㎡	阪急茨木市駅 献血ルーム	無償	平成3年10月5日から 令和8年10月4日まで
建物	枚方市岡東 町19－1	234.88㎡	京阪枚方市駅 献血ルーム	無償	平成30年12月1日から 令和5年11月30日まで
建物	枚方市岡東 町19－1	234.88㎡	京阪枚方市駅 献血ルーム	無償	令和5年12月1日から 令和10年11月30日まで

措置の内容
検出事項について、公有財産台帳への登載を行った。 本事案の原因は、当該事務処理についての担当者間の引継ぎが十分になされていなかったことと担当者の認識不足にある。そのため、本事案について室内で共有し、併せて大阪府公有財産台帳等処理要領等の周知徹底を図った。また、公有財産台帳等管理システムの登録が必要であることを明示した事務処理一覧を作成し、担当グループ全体で共有した。 今後は、大阪府公有財産規則及び大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年6月5日から同年7月3日まで）

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
健康医療部 保健医療室	備品出納簿に記載されている下記の備品について、不用決定を行わずに廃棄していた。					検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府財務規則】 （不用の決定及び不用品の処分） 第87条 知事又は第3条の規定により物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書（様式第49号）を作成の上不用の決定をしなければならない。
	品 種	品 目	当初受入年月日	数 量	金 額	
		商品名				
	機械器具類	医療器具類	平成28年11月29日	1	15,012,000円	
		全自動多項目統合型分析装置システム				
	また、平成24年の大阪府立健康科学センター廃止に伴い不用となった下記の備品について、不用決定を行っておらず、一部が所在不明となっていた。					
	品 種	品 目	当初受入年月日	数 量	金 額	
		商品名				
	家具什器類	その他器具類	平成13年 3 月30日	6	603,540円	
		集積保管用ダストボックス				
措置の内容						
検出事項の原因は、当時の担当職員が不用決定をせず廃棄したため、生じたものである。また、そのことを早期に把握できなかった理由として、備品の確認が十分でなかったことがあげられる。 監査での指摘を受け、速やかに不用決定及び備品出納簿からの払出しを行った。 再発防止に向け、保健医療室職員に対して、備品廃棄時の不用決定を徹底するとともに、物品管理事務チェックシート作成時（年2回）に、備品出納簿への記入や削除漏れがないか複数職員で確認するよう周知した。						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年6月5日から同年7月3日まで）